

内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）

石破 茂 様

国の施策等に関する 提案・要望書

（平成28年4月）

鳥 取 県

地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

【第6次一括法】

- 第6次一括法を早期に成立させるとともに、事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施すること。
- 地方版ハローワークについては、国と同等の機能を持つハローワークとならなければ大きな効果は期待できないことから、制度設計に当たっては、地方と十分協議し、地方から出された意見や要望に対応し、地方の実情に即した制度とすること。
- 地方版ハローワークが骨抜き制度とならないよう、民間委託も含めた柔軟な人員対応、国の業務量減に見合う財政支援措置、ハローワーク職員用端末へのアクセス権の付与など、国からの支援を充実させること。

【提案募集方式】

- 平成27年の地方からの提案の約7割について対応したとされているが、中には必ずしも地方からの提案の趣旨に沿った対応となっていないものも含まれており、地方の感覚としては「7割」には至っていない。可能な限り提案の趣旨に沿った対応がなされ、より一層地方の実感が高まるよう、提案の実現に向けて真摯に取り組むこと。

<参考>

地方版ハローワークに対する懸念

- ・国は一体的実施施設で職業紹介業務を行っている関係職員を引き上げるため、地方は新たに職員を雇用等して確保する必要がある。
- ・一体的実施施設において職業紹介業務を民間等への委託で実施している場合について、地方版ハローワークにおいては委託が認められないため、新たに職員を雇用する必要がある。
- ・一体的実施施設において光熱水費など国と折半していた経費がすべて地方負担となる。
- ・求人情報等についても、厚生労働省がハローワークの職員用端末で得られる情報にアクセスすることを拒んでおり、情報量・質ともに低下するおそれがある。
- ・地方版ハローワークにおいて雇用保険業務を担う職員について、地方の求めに応じて職員を派遣することを原則としなければ、利用者の利便性が低下するおそれがある。